

砺波地方介護保険組合議会平成27年2月定例会会議録

- 1 開会の日時 平成27年2月24日 午後2時20分 開会
- 2 閉会の日時 平成27年2月24日 午後4時33分 閉会
- 3 開議及び閉議の日時 平成27年2月24日 午後2時24分 開議
平成27年2月24日 午後4時29分 閉議

4 出席議員の氏名

1番	赤池 伸彦	2番	川辺 一彦
3番	吉田 康弘	4番	島崎 清孝
5番	山本 勝徳	6番	中田 正樹
7番	池田 庄平	8番	嶋田 幸恵
9番	稲垣 修	10番	片岸 博
11番	江守 俊光	12番	宮西 佐作

以上12名

5 欠席議員の氏名

なし

6 説明のため議場に出席した者の職・氏名

理事長	夏野 修	副理事長	桜井 森夫
理事	田中 幹夫		
代表監査委員	福江 清徳	会計管理者	黒河 修光
事務局長	松本 義信	業務課長	柴田 純一
兼総務課長			
楽寿荘施設長	塚八 栄治		

7 職務のため議場に出席した事務局等職員

総務課主幹	中村 英雄	総務課主査	島上 達也
-------	-------	-------	-------

8 議事日程

- 第1 議席の指定について
- 第2 副議長の選挙について
- 第3 会議録署名議員の指名について
- 第4 会期の決定について
- 第5 施政方針並びに議案第1号から議案第6号 平成27年度砺波地方介護保険組合一般会計予算外5件、議案第7号から議案第14号 砺波地方介護保険組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定

介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について外7件、及び報告第1号 専決処分の承認を求めることについてまで

(提案理由説明・質疑・討論・採決)

第6 閉会中の継続審査について

追加日程第1 議案第15号 砺波地方介護保険組合監査委員の選任について

(提案理由説明・採決)

9 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

10 会議の要旨

[午後2時20分 開会]

○ 議長(江守 俊光 君)

本日、平成27年2月 砺波地方介護保険組合議会 定例会を開催いたしましたところ、各位には何かとご多用のところ、ご出席を賜り深く感謝申し上げます。

会議に入るに先立ち、議会閉会中に欠員となっておりました議会運営委員会委員4名について、小矢部市の「中田 正樹」君、「吉田 康弘」君、南砺市の「片岸 博」君、「赤池 伸彦」君が選出され、議会運営委員会条例第3条の規定により、これを指名しておりますことをご報告させていただきます。

なお、議会運営委員会が2月6日に開催され、「片岸 博」委員長、「吉田 康弘」副委員長がそれぞれ互選された後、本日の日程等について協議されております。

協議結果について、議会運営委員会より報告があります。

議会運営委員会委員長 片岸 博 君

【片岸 博 議会運営委員会委員長 登壇】

○ 議会運営委員会委員長(片岸 博 君)

本定例会の議事運営を協議するため、去る2月6日に議会運営委員会を開催し、本日の議事日程等について協議したところであります。

日程につきましては、お手元に配布のとおりでございますが、簡単に協議の結果についてご報告を申し上げます。

本定例会は、このあと本会議を開催し、「議席の指定」を行います。

次に、「副議長の選挙」を行います。

選挙の方法は、指名推選により行うことといたします。

次に、「会議録署名議員の指名」を、議長において行います。

次に、本定例会の「会期」を、本日1日と決定いたします。

次に、理事長から「施政方針並びに議案第1号から議案第14号までの議案14件、及び報告第1号について」、提案理由の説明を受けます。

その後、休憩に入り、議案説明会を開催し、当局より提出議案等の説明を受け、再開後、

一般質問並びに上程議案に対する質疑・討論を行い、終了後、採決を行います。

続いて、「閉会中の継続審査について」を協議いたします。

以上で、本日の全日程を終了し、閉会することとなっております。

これをもちまして、議会運営委員会の報告といたします。

【片岸 博 議会運営委員会委員長 降壇】

○ 議長（江守 俊光 君）

ただ今の報告の件につきまして、質疑はございませんか。

（「質疑なし」と発言する者あり）

質疑が無いようですので、報告の件について終了いたします。

[午後 2 時 24 分 開議]

○ 議長（江守 俊光 君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成27年 2 月 砺波地方介護保険組合議会 定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定に基づき、夏野理事長ほか関係の皆様の出席を求めてあります。

本日の日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2 第1項の規定により実施した例月出納検査の報告を受けております。

なお、その報告書の写しをお手元に配布しておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、閉会中の議員の異動について申し上げます。

議会閉会中に任期満了による小矢部市議会議員選挙が行われ、小矢部市議会において、「宮西 佐作」君、「嶋田 幸恵」君、「中田 正樹」君、「吉田 康弘」君が、砺波地方介護保険組合議会議員として選出されていますことをご報告いたします。

また、南砺市の「山田 勉」君、「長井 久美子」君から一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出があり、これを許可し、南砺市議会において、「片岸 博」君、「赤池 伸彦」君が、砺波地方介護保険組合議会議員として選出されていますことをご報告いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてありますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第1「議席の指定について」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、お手元に配布してあります議員名簿の議席番号のとおり指定いたします。

議席札を改め願います。

これより、日程第2「副議長の選挙について」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規程により、指名推選によりたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

砺波地方介護保険組合議会 副議長に「嶋田 幸恵」君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました「嶋田 幸恵」君を砺波地方介護保険組合議会 副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました「嶋田 幸恵」君が、副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました「嶋田 幸恵」君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました「嶋田 幸恵」君から、ご挨拶がございます。

嶋田 幸恵 君

【 嶋田 幸恵 副議長 登壇】

○ 副議長（嶋田 幸恵 君）

一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位の温かいご推挙によりまして、砺波地方介護保険組合議会の副議長の要職を賜り、誠に身にあまる光栄でございます。

もとより、微力ではございますが、議長の補佐役として、皆様方のお力添えをいただきながら、議会の円滑な運営のため、誠心誠意努力する所存でございます。

何とぞ、議員各位のあたたかいご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。まして、簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

【 嶋田 幸恵 副議長 降壇】

○ 議長（江守 俊光 君）

これより、日程に従い順次、議事を進めます。

日程第3「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、議長において指名いたします。

1番 赤池伸彦君

2番 川辺一彦君

、以上2名を指名いたします。

次に、日程第4「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本2月定例会の会期は、本日1日といたします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第5「施政方針並びに議案第1号から報告第1号まで」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

理事長 夏野 修 君

【夏野 修 理事長 登壇】

○ 理事長（夏野 修 君）

本日ここに、平成27年2月 砺波地方介護保険組合議会 定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

ただいまは、嶋田議員が副議長に選任されました。心からお祝い申し上げますとともに、今後とも円滑な議会運営を通じて、組合の発展にご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

はじめに、「介護保険制度を取り巻く諸情勢」について、申し上げます。

平成12年4月の介護保険制度開始から、今年4月には16年目を迎えます。この間、高齢者の介護を社会全体で支えるという理念のもと、介護の社会化、サービス提供基盤の充実が進む一方、平成18年度には、「予防重視型システムの導入」「地域密着型サービスの創設」など、抜本的な制度改正が行われております。

さらに、平成23年度には、地域包括ケアの柱として24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」や看護・介護を一体的に提供する「複合型サービス」が創設されました。

この間、介護認定者数は増加を続け、介護保険制度は高齢者を支える社会保障の基幹を担う制度として定着してまいりましたが、昨年6月には医療介護総合確保推進法が公布され、介護保険法関係では地域包括ケアシステムの構築と、費用負担の公平化を2本柱とした改正が行われたところであります。

ここで、全国の介護保険の状況について、申し上げますと、65歳以上である第1号被保険者は、平成26年9月末で、3,254万人となり、うち、要介護認定者は598万人を数え、制

度発足から380万人増の2.7倍となっております。

一方、当組合の状況については、発足当時、現在の構成3市管内の要介護認定者は2,767人でありましたが、昨年9月末には7,717人と全国の伸びをやや上回る2.8倍となり、65歳以上人口41,795人の18.5%の方が認定を受けているという現状であります。

また、年度の上半期を終えた時点の、9月利用分のサービス受給者は6,683人で、その内訳は、居宅利用者が4,995人、施設利用者が1,688人であり、居宅サービス利用者数が約7割を占めており、近年の介護給付費の動向につきましても、居宅サービス、とりわけ、地域密着型サービスの伸びが著しく、給付費の1割を超える状況となっております。

次に、「第6期介護保険事業計画」について、申し上げます。

介護保険法に基づき策定する介護保険事業計画は、3年を1期として策定することとされ、今回で第6期を迎えます。

平成18年度からの第3期介護保険事業計画では、第5期計画終了年である平成27年度における高齢者のあるべき姿を想定し、介護予防を重視した予防給付や、地域支援事業の創設といった予防重視型システムへの転換、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設といった新たなサービス体系の確立が図られました。

介護保険制度創設から15年を経過し、国は、こうした状況をさらに進展させ、団塊の世代が75歳を迎える、平成37年度での高齢者支援を視野に入れた制度の構築に向け、今後10年間で、地域包括ケアシステムの構築、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の充実などの、施策の展開を進めることとしております。

このような基本方針を念頭に、当組合においても、今後の介護保険事業の基本的な目標やサービス基盤の整備方針を定め、平成27年度から平成29年度までの給付費総額の推計並びに第1号被保険者の保険料設定などを織り込んだ、「第6期介護保険事業計画」の作成を進めているところであります。

この事業計画の策定にあたりましては、構成3市の副市長からなる介護保険事業計画策定委員会を組織し、その下に構成市担当課長による幹事会を設置し、また、一般公募委員を含む介護保険推進委員会を適宜開催し、住民の意見を承りながら進めてきたところであります。

計画策定に当たっては、構成市との協議を重ね、圏域毎の機能を更に強化する方向で基盤整備の点検を行い、地域密着型サービスについては居宅介護支援の有力な資源と考え、各種部門の整備と充実を図ることとしております。

また、これまで全国一律の基準で提供されてきた一部の予防給付について、保険者が事業主体となる「新しい総合事業」への取組みは、内容の多様化など、従来以上に、地域の支え合い活動の展開が一層求められてくることから、事業者や福祉団体、住民の方々への周知等に努めてまいります。

介護報酬の改定につきまして、基本報酬引き下げにより全体改定率は9年ぶりのマイナス改定となりましたが、一方で、処遇改善加算や中重度の要介護者や認知症高齢者へのサービス充実などの要素もあることから、報酬改定の趣旨が十分浸透するよう、関係機関との連携を図りながら、事業所へ周知してまいりたいと考えております。

次に、「第1号被保険者に対する保険料」について、申し上げます。

当組合の給付費総額は、平成26年度決算見込みに対し、第6期事業計画の最終年度とな

る平成29年度には10.9%程度増加すると予想しております。

この推計などを踏まえ、第1号被保険者の保険料を算定し、保険料基準月額を現行の5,080円から5,780円に改定いたしたいと考えております。

また、被保険者の負担能力に応じた保険料率とするため、国の標準化に合わせ、区分を現行の10段階から9段階にしております。

なお、今回の保険料の改定に際しましては、保有している介護給付費準備基金を最大限に活用し、極力、上昇を抑えるよう努めたところでありますが、第6期事業計画の実施に当たりましては、「高齢者が住み慣れた地域で、その一員として尊重され、生きがいを持って暮らし続けられるまちづくり」という計画理念に基づき、利用者並びにサービス事業者のご意見なども承りながら、健全な保険制度の運営に努めてまいりたいと存じます。

議員各位を始め、住民の皆さんのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

これより、本日提出いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第1号「平成27年度一般会計予算」につきましては、歳入歳出総額1億4,630万円を計上するものであります。

歳出につきましては、人件費及び電算関係の賃借料、保守管理料等を精査のうえ計上するものであります。

歳入につきましては、構成市分担金及び前年度繰越金等で措置するものであります。

議案第2号「平成27年度介護保険事業特別会計予算」につきましては、歳入歳出総額139億4,100万円を計上するものであります。

歳出につきましては、総務費としては、介護認定審査会にかかる認定経費等を計上するものであり、保険給付費としては、1ヶ月当たりの介護サービス受給者6,800人余りの給付費、ケアプラン作成料等をそれぞれ精査のうえ、計上するものであります。

この中には、グループホーム2施設、小規模多機能型居宅介護施設4施設の新設による給付費の増加分を盛り込んでおります。

保険給付費の財源につきましては、第1号被保険者保険料22%、第2号被保険者保険料分の支払基金交付金28%と、国25%、県12.5%、組合負担12.5%となっております。

なお、組合負担分については、各市の給付実績に基づき、負担いただくことにいたしております。

議案第3号「平成27年度養護老人ホーム楽寿荘事業特別会計予算」につきましては、歳入歳出総額1億2,050万円を計上するものであります。

歳出につきましては、養護老人ホーム運営費として事務費、生活費等を精査のうえ計上するものであります。

歳入につきましては、負担金等で措置するものであります。

議案第4号「平成27年度楽寿荘ホームヘルプステーション事業特別会計予算」につきましては、歳入歳出総額1,220万円を計上するものであります。

歳出につきましては、訪問介護事業費を精査のうえ計上し、歳入につきましては、手数料等で措置するものであります。

議案第5号「平成26年度一般会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出それぞれ1,804万1千円を追加補正し、歳入歳出総額138億2,579万7千円となるところであります。

す。

歳出につきましては、介護保険法改正に伴う報酬改定等のシステム改修事業費を補正するものであります。

これに対する歳入につきましては、国庫補助金及び繰越金で措置するものであります。繰越明許費につきましては、社会保障・税番号制度に関するシステム改修事業に関するものであります。

議案第6号「平成27年度分担金に関する構成市の分賦の額及び納付期日」につきましては、各事業に要する経費の分担基準及び納期を定めるものであります。

議案第7号及び議案第8号の条例制定につきましては、「地域主権改革一括法」の制定に伴い、条例の制定をするものであります。

議案第9号から11号の条例の一部改正につきましては組合職員の給与関係、多段階設定の継続などを盛り込んだ保険料率等の変更、行政手続法の一部改正などを盛り込んだものであります。

議案第12号から14号の条例の一部改正につきましては、地域密着型サービス事業者及び予防サービス事業者の人員、設備及び運営に関する基準に関して所要の改正を行うものであります。

次に、報告第1号「専決処分の承認を求めること」につきましては、介護保険事業特別会計補正予算、当組合職員の給与条例の一部改正に関して、専決処分をいたしたものに付きまして、承認を求めるものであります。

以上をもちまして、基本方針及び本日提出いたしました諸議案の説明といたします。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、可決、承認をいただきますようお願い申し上げます。

【夏野 修 理事長 降壇】

○ 議長（江守 俊光 君）

暫時休憩いたします。

[午後2時42分 休憩]

－議案説明会及び全員協議会の開催－

[午後4時25分 再開]

○ 議長（江守 俊光 君）

休憩前に、引き続き会議を再開いたします。

だいまの出席議員は、12名で定足数に達しており、会議は成立しております。

本日の会議時間は、議事の都合により、議事終了まで延長いたします。

これより、一般質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

質問の通告がありませんので、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終わります。

これより、議案第1号から議案第14号まで、及び報告第1号を一括して採決します。

お諮りします。

以上の15件を原案のとおり可決、承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

全員起立であります。

よって、議案第1号から議案第14号まで、及び報告第1号については、原案のとおり可決、承認されました。

次に、日程第6「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第59条の規定により、お手元にお配りしてあるとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

ただいま議案第15号「砺波地方介護保険組合監査委員の選任について」が、提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第1「砺波地方介護保険組合監査委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

理事長 夏野 修 君

【夏野 修 理事長 登壇】

○ 理事長 (夏野 修 君)

ただいま追加提案いたしました議案第15号「砺波地方介護保険組合監査委員の選任について」、ご説明を申し上げます。

識見を有する監査委員「福江 清徳」氏については、来る3月28日をもって任期満了と

なりますので、新たに「水上 正光」氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、慎重にご審議いただき、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

【夏野 修 理事長 降壇】

○ 議長（江守 俊光 君）

お諮りいたします。

本議案については、事情充分にご承知のことと存じますので、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本議案は、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第15号を原案のとおり同意することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（全員起立）

全員起立であります。

よって、議案第15号「砺波地方介護保険組合監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました諸案件の審議はすべて議了いたしました。

[午後4時29分 閉議]

○ 議長（江守 俊光 君）

ここで、桜井副理事長からご挨拶がございます。

副理事長 桜井 森夫 君

【桜井 森夫 副理事長 登壇】

○ 副理事長（桜井 森夫 君）

2月議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、本日提出いたしました平成27年度予算を初め、諸案件につきまして、それぞれ可決、承認、同意をいただき、誠にありがとうございました。

介護保険事業がスタートして15年が経過し、新年度からは、10年後を見据えた新たな第6期介護保険事業計画に基づいて運営していくこととなります。

団塊の世代と言われる方々のすべてが65歳以上となられた中で、高齢者人口の増加とともに、要介護認定者数も増加していくことが見込まれますが、高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して生活を継続していけるよう、介護保険サービス体制の連携強化を図りながら、各種施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、高齢者がいつまでも元気に暮らし続けられるよう、一層の介護予防に力点を置く必要があると存じます。

更なる高齢化社会に備え、構成3市が一層連携を密にしながら、地域全体で高齢者を支える体制づくりをしていくことが大切だと思っております。

終わりになりますが、新しく嶋田副議長さんが就任されました。

今後とも円満な議会運営にご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、議員各位が健康にご留意され、益々ご活躍されますようお願い申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。

【桜井 森夫 副理事長 降壇】

○ 議長（江守 俊光 君）

これをもちまして、平成27年2月 砺波地方介護保険組合議会 定例会を閉会いたします。

[午後4時33分 閉会]

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年2月24日

議 長

江守 俊光

署名議員

川辺 一彦

署名議員

赤池 伸彦